

担 当	滋賀労働局労働基準部
	監督課長 嶋田 憲嗣
	地方労働基準監察監督官 吉村 賢一
	専門監督官 倉橋 隆成 (電話) 077 - 522 - 6649

2割を超える事業場で最低賃金を下回っていたため是正を指導 ～平成28年の最低賃金主眼監督結果～

滋賀労働局(局長 大山 剛二)は、このたび、平成28年に実施した最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導の結果をとりまとめましたので、お知らせします。

この監督指導は、管内の労働基準監督署が、平成28年1月から3月の間に、滋賀県最低賃金()の履行確保を目的として、滋賀県内の事業場に対して実施したものです。

その結果、対象とした219事業場のうち2割を超える49事業場で、滋賀県最低賃金額に満たない額の賃金を支払っていたため、最低賃金法違反として勧告し(違反率22.4%)、是正に向けた指導を行いました。この違反率は、最低賃金額が時間額のみで示されることとなった平成14年度以降で、最も高くなりました。

最低賃金の履行確保は、低い賃金で働く方の最低額を保障するために非常に重要な課題です。滋賀労働局では、引き続き、中小企業、小規模事業者への生産性向上等のための支援を行いながら、最低賃金の履行確保を図ってまいります。

当時は、平成27年10月8日に改定された時間額764円。

【平成28年1月から3月の間に実施した最低賃金主眼監督の実施状況】

- (1) 監督指導の実施事業場： 219事業場
- (2) 最低賃金法違反¹の状況
- 違反事業場数： 49事業場(22.4%)²
- 1 最低賃金第4条違反(滋賀県最低賃金額未満の賃金額を約定・支払いしていたもの。)
- 2 違反率は、最低賃金額が時間額のみで示されることとなった平成14年以降で最高。
- 主な業種
- ・ 製造業： 77事業場 中 21事業場(27.3%)
 - ・ 商業： 71事業場 中 16事業場(22.5%)
 - ・ 接客娯楽業： 36事業場 中 8事業場(22.2%)
- 最低賃金未満の労働者： 186人
- 以下は、内訳(重複あり)
- ・ 女性労働者：155人(83.3%)
 - ・ パート・アルバイト：151人(81.2%)
 - ・ 65歳以上：55人(29.6%)
 - ・ 18歳未満：15人(8.1%)
 - ・ 外国人労働者：13人(7.0%)
 - ・ 技能実習生：13人(7.0%)
- 法違反に至った主な理由
- ・ 適用される最低賃金を知らなかった 21事業場(42.9%)
 - ・ 最低賃金改定後の最初の賃金締切日以降の賃金改定で構わないと思った 6事業場(12.2%)

【最低賃金額】

滋賀県最低賃金	788 円/時間	平成 28 年 10 月 6 日 発効
特定（産業別）最低賃金		平成 28 年 12 月 30 日 発効
紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、 繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 円/時間	
ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、 炭素繊維製造業	874 円/時間	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	875 円/時間	
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	859 円/時間	
自動車・同附属品製造業	880 円/時間	
各種商品小売業	803 円/時間	

【労働条件に関する相談窓口】

相談の仕方	窓口	連絡先	備考
行政機関に 相談したい	労働基準監督署 総合労働相談コーナー	大津労働基準監督署：077-522-6641 彦根労働基準監督署：0749-22-0654 東近江労働基準監督署：0748-22-0394 滋賀労働局：077-523-1190(マハラ・セハラ) 077-522-6648(その他)	総合労働相談コーナ ーは労働基準監督署 や労働局の中にあり ます
夜間・休日に 相談したい	労働条件相談 ほっとライン	はい！ るうどう 0120-811-610	月・火・木・金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00 (12/29～1/3 除く。)
メールで情報 提供したい	労働基準関係 情報メール窓口	http://www.mhlw.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ roudoukijun/mail_madoguchi.html	

【賃金（最低賃金）引上げの支援策】

	窓口	連絡先
最低賃金の引上げにはどのように 対応すればいいのかが相談したい	滋賀県最低賃金 総合支援センター	0120-012-128 saichin-shigasr@dream.jp 大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 6F 滋賀県社会保険労務士会事務局内
事業場で最も低い賃金の引上げを するので助成してほしい	滋賀労働局 雇用環境・均等室	077-523-1190 大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル 5F
賃金の引上げをすることで助成して ほしい	滋賀労働局 職業安定部助成金コーナー	077-526-8251 大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル 8F

【資料】

- 別紙 平成 28 年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
- 参考資料 1 労働基準監督官の主な仕事
- 参考資料 2 しっかりチェック！最低賃金
- 参考資料 3 労働条件相談ほっとライン
- 参考資料 4 最低賃金ワン・ストップ無料相談
- 参考資料 5 業務改善助成金の拡充のご案内
- 参考資料 6 非正規雇用労働の処遇改善のための支援を拡充

平成 28 年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

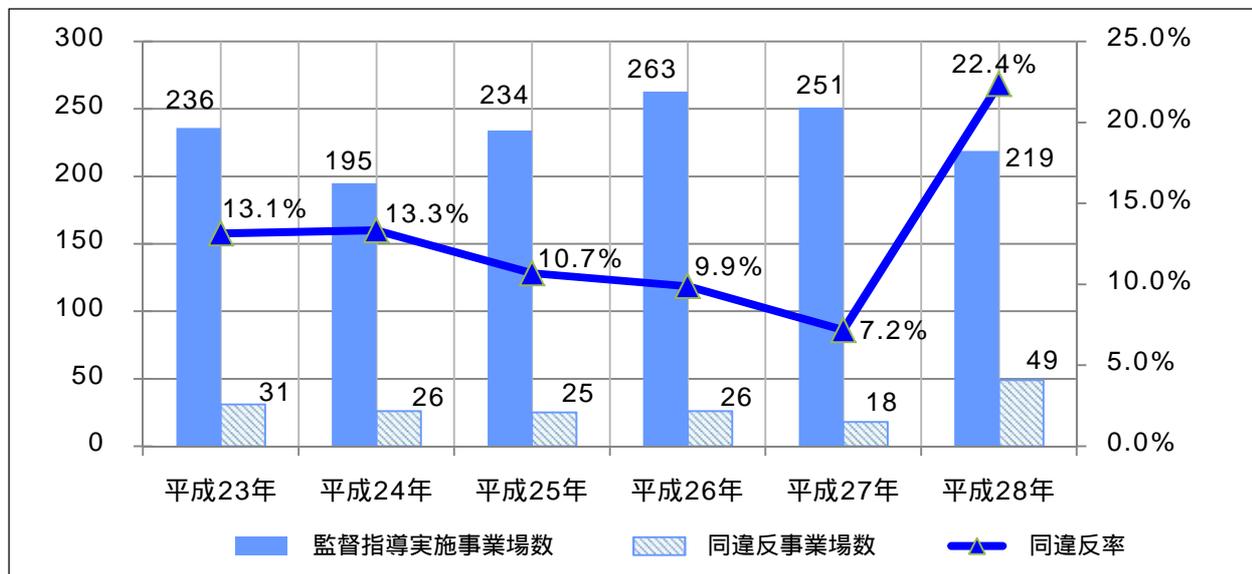
管内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）が、平成 28 年 1 月から 3 月までの間に滋賀県最低賃金のみが適用（ 1 ）される 219 事業場に対して最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施したところ、2 割を超える 49 事業場で最低賃金法違反（ 2 ）が認められた（違反率 22.4%）ことから、その是正・改善を求めて指導した。

- 1 最低賃金には、産業や職種にかかわらず、滋賀県内の事業場で働くすべての労働者と使用者に適用される地域別最低賃金（滋賀県最低賃金）と、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者と使用者に適用される特定（産業別）最低賃金がある。
- 2 滋賀県最低賃金額に満たない賃金額を約定・支払い、最低賃金法第 4 条第 1 項に違反したもの。以下、同じ。

表 1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
監督指導実施事業場数	236	195	234	263	251	219
同違反事業場数	31	26	25	26	18	49
同違反率 【対前年】	13.1%	13.3% 【0.2%増】	10.7% 【2.6%減】	9.9% 【0.8%減】	7.2% 【2.7%減】	22.4% 【15.2%増】

図 1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

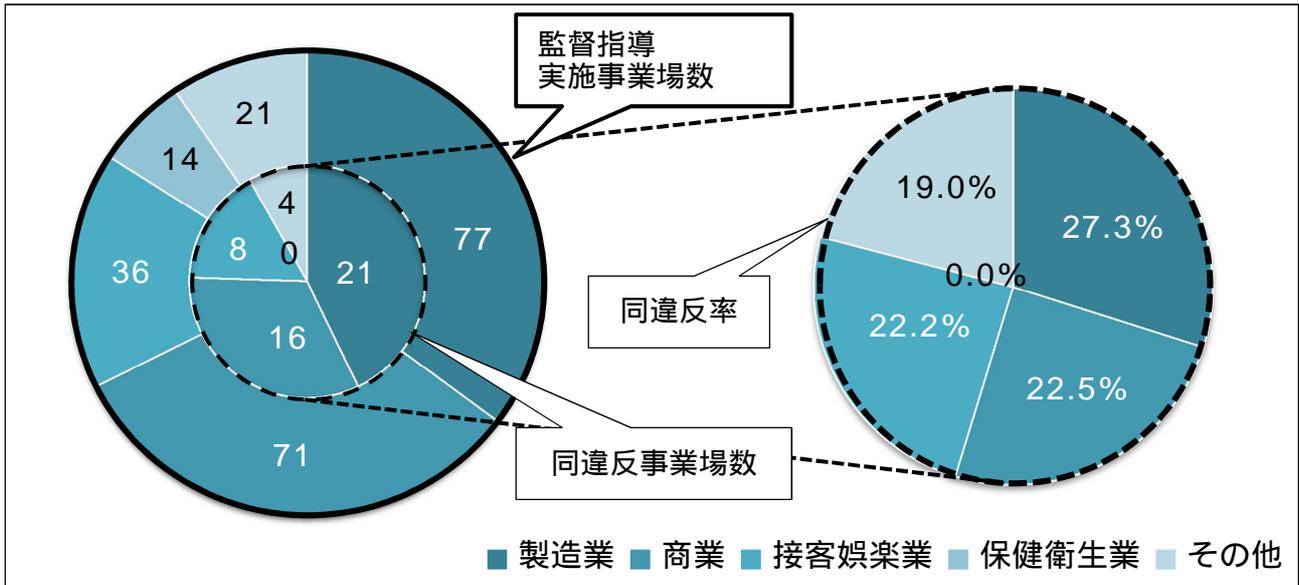


管内の労働基準監督署が、平成 28 年 1 月から 3 月までの間に滋賀県最低賃金のみが適用される 219 事業場に対して実施した最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の業種別の監督実施事業場数と最低賃金法違反の状況は、製造業が 77 事業場のうち 21 事業場（違反率 27.3%）、商業が 71 事業場のうち 16 事業場（違反率 22.5%）、接客娯楽業が 36 事業場のうち 8 事業場（違反率 22.2%）、保健衛生業が 14 事業場のうち 0 事業場（違反率 0.0%）、その他が 21 事業場のうち 4 事業場（違反率 19.0%）であった。

表2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の業種別の状況

	監督指導実施事業場数	同違反事業場数	同違反率
製造業	77	21	27.3%
商業	71	16	22.5%
接客娯楽業	36	8	22.2%
保健衛生業	14	0	0.0%
その他	21	4	19.0%

図2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の業種別の状況



2 最低賃金法違反の状況

管内の労働基準監督署が、平成28年1月から3月までの間に滋賀県最低賃金のみが適用される219事業場に対して実施した最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導において最低賃金法違反の是正指導を行った事業場における、最低賃金未満の労働者は、186人認められた。その内訳（重複あり。）は、女性労働者が155人（83.3%）、パート・アルバイトが151人（81.2%）、65歳以上の労働者が55人（29.6%）、18歳未満の労働者が15人（8.1%）、外国人労働者が13人（7.0%）、技能実習生が13人（7.0%）、障害者である労働者が7人（3.8%）であった。

表3 最低賃金未満の労働者の内訳

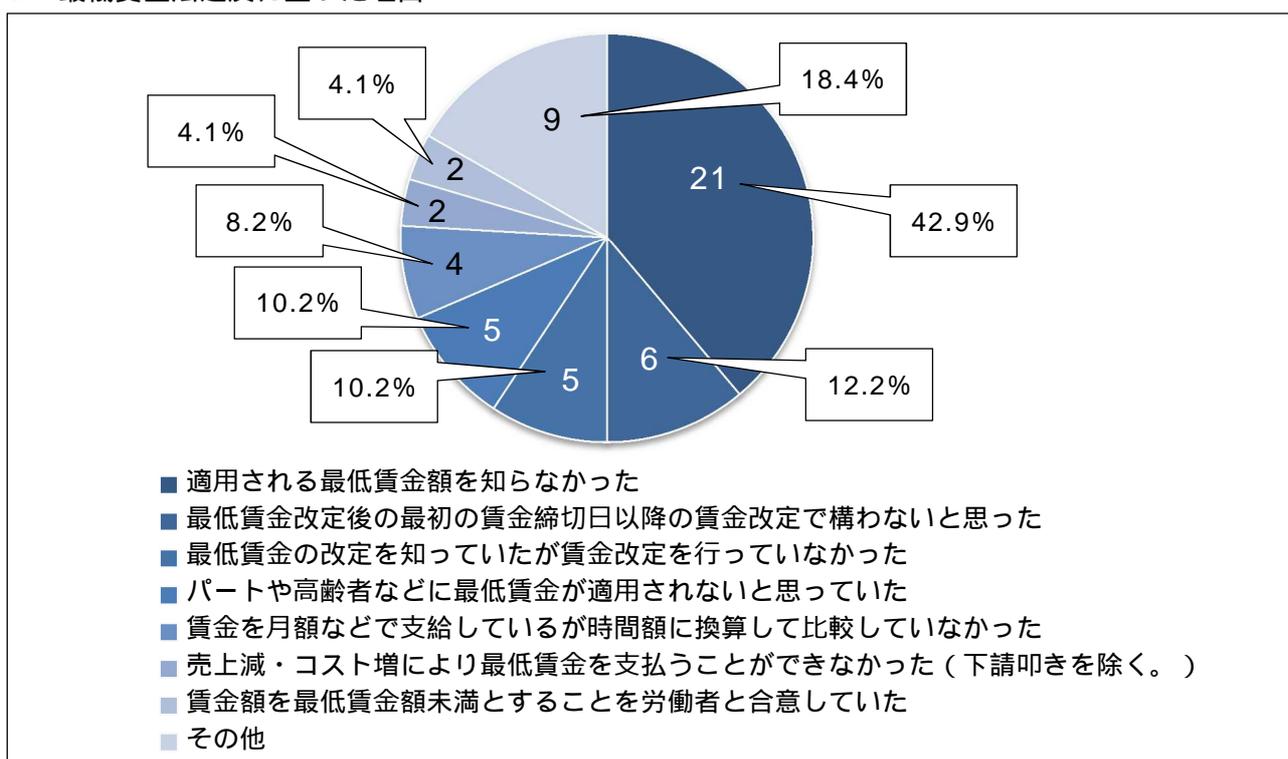
	人数	割合
最低賃金未満の労働者	186	100.0%
18歳未満	15	8.1%
65歳以上	55	29.6%
女性労働者	155	83.3%
パート労働者	151	81.2%
障害者である労働者	7	3.8%
外国人労働者	13	7.0%
技能実習生	13	7.0%

管内の労働基準監督署が、平成 28 年 1 月から 3 月までの間に、滋賀県最低賃金のみが適用される 219 事業場に対して実施した最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導において、最低賃金法違反が認められた 49 事業場から聴取した同法違反に至った主な理由は、
 「適用される最低賃金額を知らなかった」が 21 事業場、「最低賃金改定後の最初の賃金締切日以降の賃金改定で構わないと思っていた」が 6 事業場、「最低賃金の改定を知っていたが賃金改定を行っていなかった」が 5 事業場、「パートや高齢者などには最低賃金が適用されないと思っていた」が 4 事業場、「賃金を月額などで支給しているが時間額に換算して比較していなかった」が 4 事業場であった（複数回答あり。）。

表 4 最低賃金法違反に至った理由

	回答事業場数	全体に対する割合
適用される最低賃金額を知らなかった	21	42.9%
最低賃金改定後の最初の賃金締切日以降の賃金改定で構わないと思った	6	12.2%
最低賃金の改定を知っていたが賃金改定を行っていなかった	5	10.2%
パートや高齢者などに最低賃金が適用されないと思っていた	5	10.2%
賃金を月額などで支給しているが時間額に換算して比較していなかった	4	8.2%
売上減・コスト増により最低賃金を支払うことができなかった（下請叩きを除く。）	2	4.1%
賃金額を最低賃金額未満とすることを労働者と合意していた	2	4.1%
その他	9	18.4%

図 3 最低賃金法違反に至った理由



3 その他

管内の労働基準監督署が、平成 28 年 1 月から 3 月までの間に、滋賀県最低賃金のみが適用される 219 事業場に対して実施した最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導において、最低賃金法違反が認められた 49 事業場のうち、賃金額を 750 円未満としていた事業場は 24 事業場、750 円としていた事業場は 22 事業場、751 円以上としていた事業場は 3 事業場であった。

なお、事業場の最低賃金法違反に至った理由は、特に、適用される最低賃金額を知らなかった、最低賃金改定後の最初の賃金支払日以降の賃金改定で構わないと思った、ことが多く認められた。

表 5 約定賃金額の状況

	該当事業場数	全体に対する割合
750 円未満	24	49.0%
750 円	22	44.9%
751 円以上	3	6.1%

表 6 約定賃金が 750 円であった事業場における最低賃金法違反に至った理由

	回答事業場数	全体に対する割合
適用される最低賃金額を知らなかった	12	54.5%【42.9%】
最低賃金改定後の最初の賃金締切日以降の賃金改定で構わないと思った	6	27.3%【12.2%】
最低賃金の改定を知っていたが賃金改定を行っていなかった	3	13.6%【10.2%】
パートや高齢者などに最低賃金が適用されないと思っていた	2	9.1%【10.2%】
賃金を月額などで支給しているが時間額に換算して比較していなかった	0	0.0%【8.2%】
売上減・コスト増により最低賃金を支払うことができなかった(下請叩きを除く。)	0	0.0%【4.1%】
賃金額を最低賃金額未満とすることを労働者と合意していた	1	4.5%【4.1%】
その他	1	4.5%【18.4%】

【 】内は、最低賃金法違反が認められた全ての事業場における割合。

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

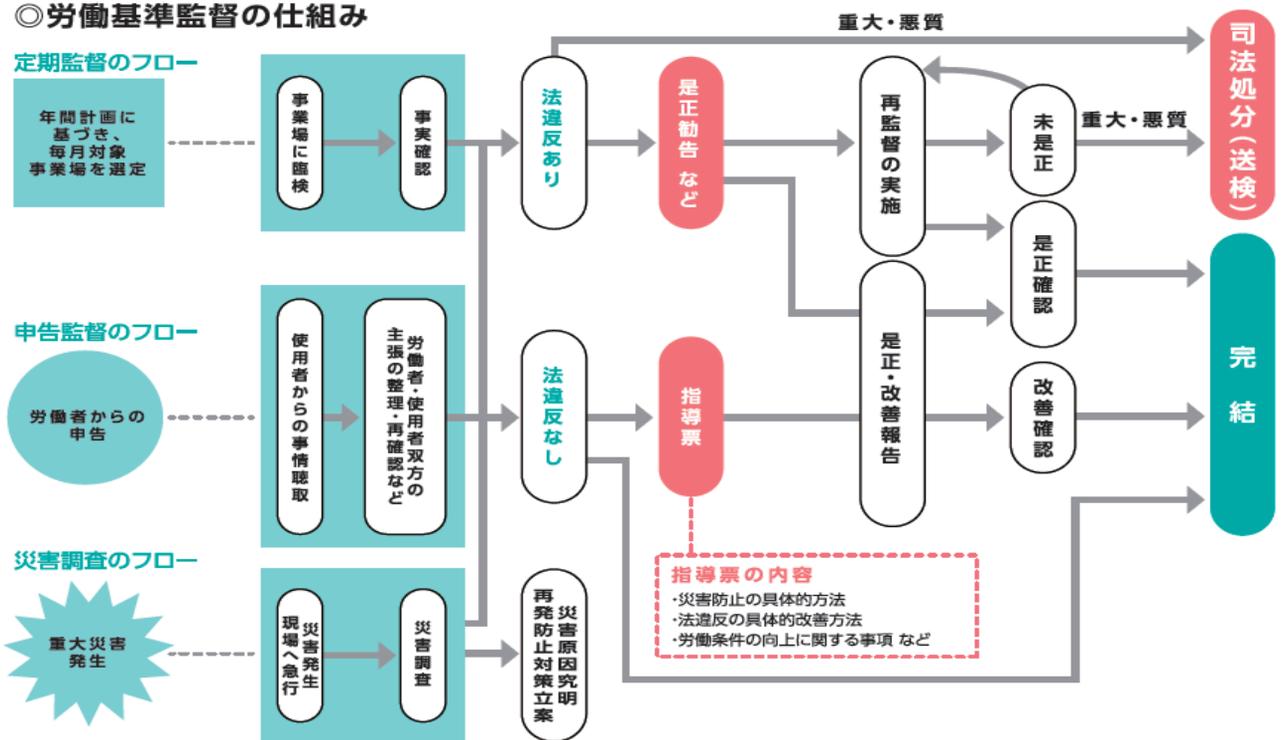
法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み



◎労働基準監督官の権限

- ◆適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ることとされています。

ILO第81号条約第12条第1項

「正当な証明書を所持する労働監督官は、次の権限を有する。

(a) 監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、事由に且つ予告なしに立ち入ること。」

- ◆調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員などに尋問したりすることができます。

労働基準法第101条第1項等

「労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。」

しっかりチェック! 最低賃金

滋賀県最低賃金

(平成28年10月6日発効)

時間額

788円

特定(産業別)最低賃金(平成28年12月30日発効)

紡績業、化学繊維製造業、
その他の織物業、染色整理業、
繊維粗製品製造業、
その他の繊維製品製造業

時間額

789円

ガラス・同製品、
セメント・同製品、
衛生陶器、炭素・黒鉛製品、
炭素繊維製造業

時間額

874円

はん用機械器具、
生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

時間額

875円

計量器・測定器・分析機器・
試験機、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額

859円

自動車・
同附属品製造業

時間額

880円

各種商品小売業

時間額

803円

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。
- 派遣労働者には派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。
- 特定(産業別)最低賃金については、年齢、業務、業種等により適用が除外されるものがあります。
- 特定(産業別)最低賃金には上記の他「製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鋳鉄管製造業最低賃金」(時間額 775 円)がありますが、滋賀県最低賃金(時間額 788 円)が適用されます。

お問い合わせ先

滋賀労働局賃金室 ● 077(522)6654
 大津労働基準監督署 ● 077(522)6641
 滋賀労働局ホームページ <http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

彦根労働基準監督署 ● 0749(22)0654
 東近江労働基準監督署 ● 0748(22)0394

労働条件相談ほっとライン

労働条件でお悩みの方! お電話ください!!



は い ! ろ う ど う



0120-811-610

夜間・土日に無料でご相談をお受けしています。

相談時間

月・火・木・金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時
(12月29日～1月3日は除く) ※法令設備点検の実施等により相談受付を一時停止することがあります。

労働条件に関する問題解決の第一歩!

夜間・土・日に無料でご相談をお受けしています

労働条件に関する様々な「疑問」「悩み」 お電話でご相談ください

労働者の方

- ▶ 有給休暇を使いたいけど…?
- ▶ アルバイトでも残業代は払ってもらえるの?
- ▶ 労働条件について書面でもらうことはできないの?
- ▶ 忙しくて休憩時間が取れません!

事業主の方

- ▶ 就業規則はどうやって作ればいいのか?
- ▶ 正しく残業代の計算ができているかな?
- ▶ パートの産休ってどうすればいいのか?
- ▶ 労働条件通知書に書かなければいけない項目って?

厚生労働省委託事業

労働条件相談ほっとライン

は い ! ろ う ど う
☎ 0120-811-610

月・火・木・金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時
(12月29日～1月3日は除く)

※法令設備点検の実施等により相談受付を一時停止することがあります。

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！



最低賃金

ワン・ストップ
無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

ぜひ、ご相談ください。



最低賃金ワンストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワンストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度のご案内

社会保険労務士や

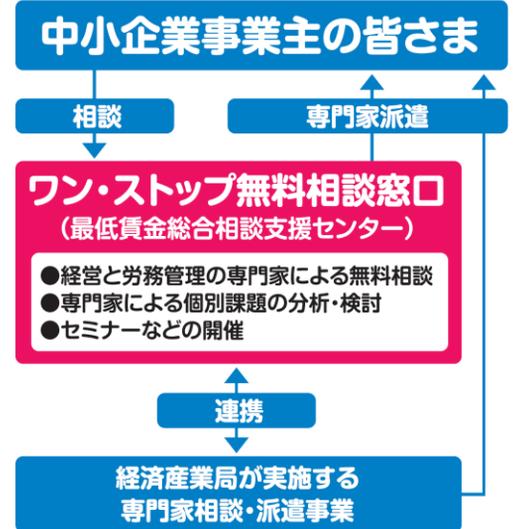
経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



中小企業専門家派遣・相談等支援事業



最低賃金ワンストップ無料相談窓口はこちら

滋賀県最低賃金総合相談支援センター

<http://www.sr-shiga.com/consultation/businesses.html>

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 滋賀県社会保険労務士会事務局内

■ 電話 ■ 0120-012-128

【受付時間】

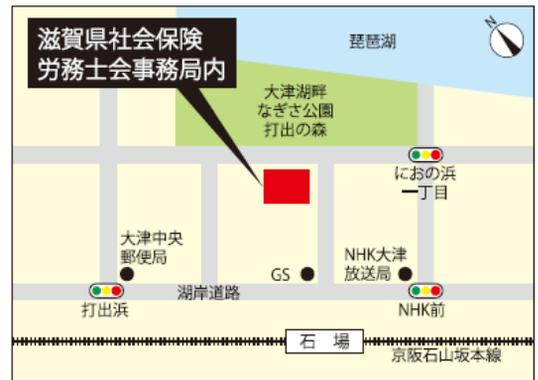
月～土曜日 9:00～17:00

※日曜・祝日・年末年始は原則休みですが、以下の各日は開所します。

平成28年 5月1日(日)・6月5日(日)・8月7日(日)
9月4日(日)・11月6日(日)・12月4日(日)
平成29年 1月8日(日)・2月5日(日)・2月11日(土)
3月5日(日)

メール：saichin-shigasr@dream.jp

※面談でのご相談をご希望の場合は事前予約が必要です、上記フリーダイヤルよりお申込みください。



■ 本事業に関するお問い合わせ先 ■
滋賀労働局雇用環境・均等室
TEL：077-523-1190

■ 最低賃金に関するお問い合わせ先 ■
滋賀労働局労働基準部賃金室
TEL：077-522-6654

業務改善助成金の拡充のご案内

(参考資料5)

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

業務改善助成金を大幅拡充しました

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として以下のコースも新設

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※))	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

拡充前

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場

支給対象の費用なども拡充

- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。
- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 助成率が加算になる、生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%を超えている場合等をいいます。

生産性指標 = $\frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。 ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外となります。

お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい（所在地、電話番号は下表のとおりです）

都道府県	所在地	電話番号	受託団体等名
北海道	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル3階	0120-67-3110	北海道中小企業団体中央会
青森県	青森市青柳2丁目2-6	0800-800-8667	青森県労働基準協会
岩手県	盛岡市山王町1-1	0120-198-077	岩手県社会保険労務士会
宮城県	仙台市青葉区本町1丁目9-5 五城ビル4F	0120-750-573	宮城県社会保険労務士会
秋田県	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783	秋田県社会保険労務士会
山形県	山形市七日町三丁目1番9号	0800-800-9902	山形商工会議所
福島県	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516	福島県社会保険労務士会
茨城県	茨城県水戸市泉町2-2-33	0800-800-4864	茨城県社会保険労務士会
栃木県	宇都宮市鶴田町3492-46	0120-48-5766	栃木県社会保険労務士会
群馬県	高崎市上大類町745-10	0120-028-242	群馬人事労務研究会
埼玉県	さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4FA号室	0120-310-394	埼玉県雇用開発協会
千葉県	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305	0120-026-210	千葉県労働基準協会連合会
東京都	東京都千代田区二番町9-8	0120-311-615	東京労働基準協会連合会
神奈川県	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業2階	0120-641-020	けいしん神奈川
新潟県	新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1F	0120-009-229	新潟県社会保険労務士会
富山県	富山市総曲輪2-1-3	0120-108-312	富山県中小企業団体中央会
石川県	金沢市玉鉾2-502 エーブル金沢ビル2階	0120-928-640	石川県社会保険労務士会
福井県	福井市二の宮3丁目30番11号	0120-747-770	(株)土蔵労働コンサルタント事務所
山梨県	甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4階	0120-610-882	山梨県中小企業団体中央会
長野県	長野市大字中御所字岡田131-10	0800-800-3028	長野県中小企業団体中央会
岐阜県	岐阜市藪田東2丁目-11-11	0120-55-4864	岐阜県社会保険労務士会
静岡県	静岡市葵区追手町44-1	0800-200-5451	静岡県中小企業団体中央会
愛知県	名古屋市熱田区三本松町3番9号	0120-868-604	愛知県社会保険労務士会
三重県	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階	0120-331-266	三重県経営者協会
滋賀県	大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階	0120-012-128	滋賀県社会保険労務士会
京都府	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階	0120-420-825	京都府中小企業団体中央会
大阪府	大阪市北区天満2-1-12 天満橋SEビル3階	0120-939-248	大阪府社会保険労務士会
兵庫県	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館3階	0120-340-580	兵庫県中小企業団体中央会
奈良県	奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	奈良県社会保険労務士会
和歌山県	和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働1階	0120-731-715	和歌山県社会保険労務士協同組合
鳥取県	鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階	0800-200-0311	鳥取県社会保険労務士会
島根県	松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階	0120-222-469	島根県経営者協会
岡山県	岡山市北区厚生町3-1-15	0800-200-8751	岡山商工会議所
広島県	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5階	0120-73-0610	広島県社会保険労務士会
山口県	山口市中央4丁目5番16号	0800-200-0186	山口県中小企業団体中央会
徳島県	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	徳島県社会保険労務士会
香川県	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691	香川県経営者協会
愛媛県	松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内	0120-932-285	愛媛県社会保険労務士会
高知県	高知市棧橋通2丁目8番20号モリタビル2F	0120-321-116	高知県社会保険労務士会
福岡県	福岡市博多区博多東2-5-28 博多借成ビル301号	0120-946-617	福岡県社会保険労務士会
佐賀県	佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館1F	0120-603-946	佐賀県社会保険労務士会
長崎県	長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B	0120-460-468	長崎県社会保険労務士会
熊本県	熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7階	0120-45-1124	熊本県社会保険労務士会
大分県	大分市金池町3丁目1番64号	0120-186-331	大分県中小企業団体中央会
宮崎県	宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1階	0120-947-485	宮崎県社会保険労務士会
鹿児島県	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16-16	0120-898-930	鹿児島県労働基準協会
沖縄県	沖縄県那覇市松山2-2-12	0120-420-780	沖縄県社会保険労務士会

申請先

業務改善助成金の申請・支給は、都道府県労働局で行っています。
申請する事業所が所在する地域の労働局の雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充

～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

現行制度

賃金規定等改定（処遇改善コース）

() は中小企業以外の額です。

- 有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合
- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：10万円 (7.5万円)	4人～6人：20万円 (15万円)
7人～10人：30万円 (20万円)	11人～100人：1人当たり3万円 (2万円)
 - 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：5万円 (3.5万円)	4人～6人：10万円 (7.5万円)
7人～10人：15万円 (10万円)	11人～100人：1人当たり1.5万円 (1万円)
- ※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円 (15万円) を加算

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

- **中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合** 拡充
 上記現行制度の助成額に

1人当たり 14,250円 (※18,000円)	を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
1人当たり 7,600円 (※9,600円)	を加算（一部の賃金規定等改定の場合）
- ※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。
 ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。
 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、
 伸び率が一定水準を超えている場合は18,000円 (9,600円) を加算額として支給します。
 () は一部の賃金規定等改定の額です。
- **平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。**
 ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- **賃金規定等の運用期間の緩和**
 「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**となります。
- **最低賃金との関係に係る要件緩和**
 「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと**」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条（賃金）
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でも**その内容が、過去3か月の賃金実態からみて**2%以上増額していることが確認できれば助成対象**となります。

賃金規定等

○ 賃金規定

第〇条（賃金）
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条（基本給）
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、○級：〇〇円、○級：〇〇円、○級：〇〇円とする。

区分	金額（時給）
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

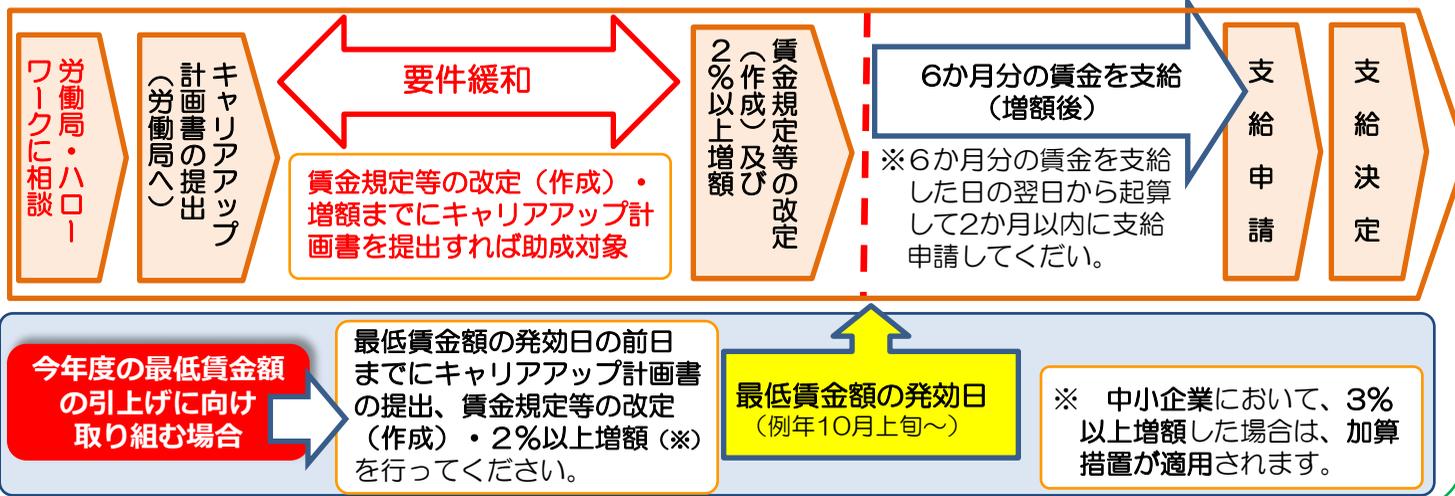
○ 賃金一覧表

対象者	金額（時給）
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、改定（作成）・増額までに**キャリアアップ計画書を作成・提出**する必要があります。



最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



※ **その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。**

※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。**すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。

※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。

※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」